

元政統第1290号
令和元年11月29日

各 地 方 農 政 局 生 産 部 長 殿
北海道農政事務所生産經營産業部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

(農林水産省) 政策統括官付穀物課長

穀粒判別器による胴割粒及び碎粒の混入割合の測定を行う際の取扱いについて

今般、農産物検査の合理化を図るため、標準計測方法(平成13年農林水産省告示第332号)、鑑定方法(平成13年農林水産省告示第333号)及び農産物検査に関する基本要領(平成21年5月21日付け21総食第213号総合食料局長通知)の改正を行い、農産物検査の単独の規格項目となっている「死米」及び「着色粒」の鑑定に、穀粒判別器を活用できることとしたところである。

一方、単独の規格項目となっていない「胴割粒」及び「碎粒」についても、穀粒判別器に関する検討チームにおいて「被害粒等計の判定を行う際の参考として穀粒判別器による測定値が農産物検査に活用可能である」とされたところである。

このため、胴割粒及び碎粒の混入割合の測定に係る穀粒判別器の取扱いについて、下記のとおり、定めたので御了知願いたい。

併せて、貴殿におかれては、管内の広域登録検査機関に対して、本通知について周知願いたい。また、都道府県に対しては、本通知について周知するとともに、管内の地域登録検査機関にも周知するよう要請願いたい。

記

胴割粒及び碎粒の混入割合の測定に係る穀粒判別器の取扱い

1 脇割粒及び碎粒の混入割合に係る穀粒判別器の測定精度

3に規定する仕様を満たす穀粒判別器は、被害粒等計のうち胴割粒及び碎粒の混入割合を測定することができる。ただし、当該穀粒判別器で測定可能である胴割粒及び碎粒の混入割合の範囲はそれぞれ5.0%であり、また、当該穀粒判別器の測定結果には±2%の誤差が生じる可能性があることに留意する。

なお、被害粒等計の鑑定は、引き続き目視等で行うこと。

2 穀粒判別器による胴割粒及び碎粒の測定方法

測定方法については、標準計測方法第2の5の(3)に規定する死米及び着色粒の測定方法を準用する。

3 穀粒判別器の仕様

胴割粒及び碎粒の混入割合を測定する穀粒判別器の仕様は、農産物検査に関する基本要領（平成21年5月21日付け21総食第213号総合食料局長通知）別紙4「標準計測方法の運用、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の方法マニュアル」（以下「マニュアル」という。）Iの第2の5の(1)、(2)及び(4)から(6)までを準用する。この場合において、Iの第2の5の(2)中の「死米」とあるのは、「胴割粒及び碎粒」と読み替えるものとする。

4 穀粒判別器の仕様確認等

穀粒判別器の製作・販売を行う機器メーカー及び登録検査機関は、政策統括官に対し、胴割粒及び碎粒のそれぞれについて得られたマニュアルIIの第1の1の(4)のア及びイのデータ等を添付の上、使用する穀粒判別器の仕様確認を申し出ることができる。この場合において、(4)中の「死米等」とあるのは、「胴割粒及び碎粒」と読み替えるものとする。

政策統括官は、当該穀粒判別器が3に規定する仕様を満たしていることを確認したときは、マニュアルIIの第1の1の3の規定に基づき、当該仕様確認結果を公表する。